

平成30年度第4回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成30年度第4回仁淀川町農業委員会定例総会を平成30年11月26日仁淀多目的研修集会施設3階ホールに召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 13名

欠席委員 1名

農地利用最適化委員 6名

欠席委員 2名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第8号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第9号…非農地証明願の審議について

その他

開会

午後4時00分

事務局(●●) 平成30年度第4回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は13名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員(11番 ●●委員 13番 ●●子委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第8号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第14号(所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番●● 面積 220 m²

●●字●● ●●番 460 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1 1月16日事務局の●●、譲受人の●●さんの3人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第15号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、東京都八王子市●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 10 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1 1月19日事務局の●●、譲受人の●●さんの3人で現地確認を行いました。権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達している

ことを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 16 号（使用貸借による権利の設定）

〔事務局 ●●説明〕

貸人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

借人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 706 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

使用貸借期間は 3 年となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1 1 月 1 9 日事務局の●●、譲受人の●●さんの 3 人で現地確認を行いました。権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは借り受け後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、この使用貸借による権利の設定は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 17 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 164 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

安井委員が欠席の為、事務局●●が代読

1 1 月 2 1 日事務局の●●、譲渡人の●●さんの 3 人で現地確認を行いました。権利を取

得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 取得権利者が町外

○受付第4号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、栃木県芳賀郡益子町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳 ●●

土地の所在は、●●字●● ●●番●	面積 84 m ²
●●字●● ●●番●	面積 1,408 m ²
●●字●● ●●番●	面積 245 m ²
●●字●● ●●番●	面積 54 m ²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

安井委員が欠席の為、事務局●●が代読

1月21日事務局の●●、譲渡人●●と3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 5 号（所有権移転）

〔事務局 荒木説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳 ●●

土地の所在は、●●字●● ●●番●	台帳	畑	現況	畑	面積 405 m ²
●●字●● ●●番●	台帳	畑	現況	畑	面積 613 m ²
●●字●● ●●番●	台帳	雑種地	現況	畑	面積 79 m ²
●●字●● ●●番●	台帳	田	現況	田	面積 227 m ²
●●字●● ●●番●	台帳	田	現況	田	面積 220 m ²
●●字●● ●●番●	台帳	畑	現況	畑	面積 212 m ²
●●字●● ●●番●	台帳	畑	現況	畑	面積 295 m ²
●●字●● ●●番●	台帳	田	現況	田	面積 751 m ²
●●字●● ●●番●	台帳	田	現況	田	面積 1,533 m ²
●●字●● ●●番●	台帳	田	現況	田	面積 1,216 m ²
●●字●● ●●番●	台帳	畑	現況	畑	面積 263 m ²
●●字●● ●●番	台帳	畑	現況	畑	面積 263 m ²
●●字●● ●●番	台帳	畑	現況	畑	面積 564 m ²

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

安井委員が欠席の為、事務局●●が代読

1 1月15日事務局の●●、譲渡人●●さんと3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 6 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、高岡郡佐川町●●の●●さん、●●歳 ●●

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 65 m²

●●字●● ●●番 面積 82 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

安井委員が欠席の為、事務局●●が代読

1 1月15日事務局の●●、譲渡人●●さんと3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する小野利幸さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第7号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、高岡郡佐川町●●の●●さん、●●歳 ●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 331 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1 1月14日事務局の●●と2人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第9号

(非農地証明の審議について)

○受付第3号

[事務局 ●●説明]

申請人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は

●●字●● ●●番● 面積 147 m²

地目は全筆、台帳は畑、現況は宅地となっています。

転用された時期は、昭和41年頃

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により耕作放棄となり、現在宅地となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を11月15日事務局●●と申請人●●さんで実施をしました、写真を見て頂きわかるとおり宅地となっており、農地への復旧は困難と確認してまいりました。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

その他

[事務局]

なし

以上で平成30年度第4回農業委員会を閉会する。

閉会 午後5時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員●●

署名委員●●